

仙台市農業委員会第 88 回総会議事録

○ 開催日時 令和 7 年 7 月 30 日（水曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 02 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 17 人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	5 番 大泉 権吾	
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 2 人 4 番 阿部 康幸、17 番 中嶋 紀世生

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見について

(4) 第 4 号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

6 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について

(6) 公共工事に伴う農地転用の届出について

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

(8) 令和 7 年度農地基本台帳補正調査について（案）

(9) 令和 7 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について

(10) 令和 7 年度第 2 回企画検討委員会会議報告

(11) 地域計画の変更に係る手続きについて

7 その他

(1)会長報告

(2)農業委員会関係出張等の復命

(3)事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
振興係長	大越 聡	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第88回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：振興係長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願いいたします。
議 長 (赤間会長)	本日は、4番 阿部康幸委員、17番 中嶋紀世生 委員から欠席の届けがありました。19人中17人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、12番 柴田市郎 委員、13番 庄子みゆき 委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。
嶺岸若夫委員長	7月18日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、1件のあっせんがありました。 対象農地は、太白区柳生（前原西の3筆）の農地で、売渡申出人と買受申出人は双方とも本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から大泉権吾委員と相原元浩委員が、農地利用最適化推進委員から今野友善推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続

き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。以上で、あっせん会の報告を終わります。

議 長

議案に入ります。

第 1 号議案から第 3 号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、7 月 23 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の 5 名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、若生宏明推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が 7 件、売買による農業承継が 1 件、贈与による農業承継が 2 件、贈与による規模拡大が 1 件、賃貸借による新規就農が 1 件の合計 12 件です。調査の結果報告は、番号 1 番と 3 番を齋藤清太委員から、番号 2 番と 4 番を柴田市郎委員から、番号 5 番から 8 番までを庄子みゆき委員から、番号 9 番から 12 番までを三浦彰芳委員からします。番号 4 番と番号 10 番は、口頭報告をします。

（書面報告）

（10 番齋藤清太委員報告）

番号 1 番は、売買により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター 1 台を所有し、農地所有適格法人の従業員として農業に従事しており、法人から 9 a の畑を譲り受け、いちじくを栽培する計画です。7 月 16 日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（12 番柴田市郎委員報告）

番号 2 番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、農地所有適格法人として、トラクター 8 台、田植機 2 台、収穫機 3 台を所有し、構成員 11 人、組合員 2 人に常時雇用 2 人と臨時雇用 30 人を加えて、89.9ha の農地を耕作しております。7 月 18 日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査

確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(10 番齋藤清太委員報告)

番号3番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、田植、稲刈は作業委託により、家族2人で88aの農地を耕作しております。7月16日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行ったところ、耕作されていない農地が2筆ありました。譲受人が農地に復元して耕作する意向を示していることから、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

柴田市郎委員
(12 番)

番号4番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、農地所有適格法人として、トラクター8台、田植機2台、収穫機3台を所有し、構成員11人、組合員2人に常時雇用2人と臨時雇用30人を加え89.9haの農地を耕作しております。なお、申請地には、利用権による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。7月16日に遠藤武一農地利用最適化推進委員、7月17日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員、7月17日に堀芳雄農地利用最適化推進委員、7月18日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(13 番庄子みゆき委員報告)

番号5番から7番は、譲受人が同一であるので、一括して報告します。売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、1人で16aの農地を耕作しています。7月16日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(19 番三浦彰芳委員報告)

番号8番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機4台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で561aの農地を耕作しています。7月17日に永野真農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取

得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、売買により規模拡大をするものです。令和7年6月10日開催のあっせん会にてあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で217aの農地を耕作しています。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。7月17日に庄子善一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

三浦彰芳委員
(19番)

番号10番は、賃貸借により新規就農をするものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。譲受人は、農産物の生産・加工・販売等を目的とする一般法人で、現在耕うん機1台を所有し、役員2人、常時雇用する者1人、臨時雇用する者1人の4人で、40aの農地に野菜を栽培する計画です。これまで、個人で直接契約による野菜セットの販売を行っており、法人化により事業の安定化を図る目的で農地を賃貸借するものです。一般法人ですので、解除条件付の賃貸借となるものです。7月17日に遠藤源次郎農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(19番三浦彰芳委員報告)

番号11番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台を所有し、稲刈りは作業委託により、家族3人で26aの農地を耕作しています。7月17日に若生宏明農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号12番は、贈与により農業承継をするものです。親から子へ、持分の一部を贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で146aの農地を耕作しております。7月16日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上

	の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。
議 長	第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。 (午後1時42分)
議 長	次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。 大泉委員長から調査の結果を報告願います。
大泉第一調査 委員会委員長	第2号議案の調査結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員、高山真里子委員の4名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、資材置場に転用するものが1件、自販機設置に転用するものが1件、駐車場に転用するものが2件、現場事務所に一時転用するものが2件、作業ヤードに一時転用するものが3件の合計10件です。調査の結果報告は、番号1番を松原菊男委員から、番号2番と3番を相原元浩委員から、番号4番から8番までを郷古雅春委員から、番号9番と10番を高山真里子委員からします。番号1番と番号4番と番号5番は、口頭報告をします。
松原菊男委員 (18番)	番号1番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。事業面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田15,295㎡を転用し、事業面積(雑種地含む)17,096㎡を太陽光発電パネル3,040枚(発電出力1,500kw)に8,200㎡、通路等に3,549㎡、管理用スペースに427㎡、緑地に4,920㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画は、造成工事を行わないため、自然浸透、一部、既存排

水路に流入することも考え、仙台市農業土木課と協議し、承諾を得ております。万が一支障が出た場合は、申請事業者が処理すると聞いております。被害防除計画は、切土、盛土を行わないため、土砂等の流出は無いとのことです。また、土地の周辺部にはフェンスを設置することで地域住民が誤って侵入しないように配慮をし、年2回は草刈りを委託して行うと聞いております。以上、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。大倉川土地改良区から「差支えない」旨の意見書が交付されております。なお、令和7年3月26日付けで「仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例」の協定を締結しております。また、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」による届出がされていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(3番相原元浩委員)

番号2番は、賃貸借により、自販機設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、自動販売機事業者が田1,204㎡のうち4㎡を転用し、自販機設置に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、木材加工業者が田2,020㎡を転用し、資材置場に730㎡、駐車場に80㎡、通路等に1,210㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで現地を資材置場として使っていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

郷古雅春委員
(9 番)

番号 4 番と 5 番は、関連がありますので一括して報告します。賃貸借により、公共工事の現場事務所に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、建設業者が田畑 1,381 m²を一時転用し、現場事務所に 193 m²、駐車場(12 台)に 180 m²、資材置場に 224 m²、通路等に 724 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は令和 8 年 5 月 31 日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで現場事務所として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(9 番郷古雅春委員報告)

番号 6 番から 8 番は、関連がありますので一括して報告します。賃貸借により、公共工事の作業ヤードに一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha 以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後 8 年以上経過している区域です。申請は、建設業者が田 5,647 m²のうち 1,436 m²を一時転用し、作業ヤードに利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は令和 9 年 12 月 31 日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、農振農用地区域であることから、農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無い」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(16 番高山真里子委員報告)

番号 9 番と 10 番は、関連がありますので一括して報告します。売買により、駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、金属工事業者が田畑 1,231 m²を転用し、駐車場 (27 台) に 445.5 m²、通路等に 785.5 m²を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断し

	ました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、申請地の一部について許可を得ないで駐車場として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
議 長	第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。
高橋勝彦委員 (番号15番)	番号1番ですが、手続き等はすべてきちんとなされており、盛土もしない、土砂流出もないということですが、例えば大雨の排水については、大丈夫なのでしょうか。自然浸透や、例えば既存の土側溝とか既存用排水路に流れるような計画で問題ない、ということでしょうか。
事務局農地係長	事業者からは、基本的には排水は自然浸透で、一部既存排水路に流出することもあります、と聞いております。大雨時の排水については聞き取りをしましたが、周辺に何か被害が出た場合には、事業者に適切に処理していただくと、事業計画書に一筆書かれております。
議 長	他に何かございますか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。 (午後1時53分)
議 長	次に、第3号議案 土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見についてを上程いたします。 大泉委員長から調査の結果を報告願います。
大泉第一調査 委員会委員長	第3号議案の調査結果について報告します。調査は、全員で聞き取り調査を実施しております。今回の申請は、市街化区域に編入した農地に対して土地区画整事業における取扱いについて、意見を求められているものです。調査の結果報告は、私（大泉権吾委員）から口頭報告をします。

市街化区域に編入している農地の区画整理事業での農地の取扱いについて、意見を求められているもので、概要については別紙のとおりです。仙台市泉中央西土地区画整理組合の設立に伴うもので、区画整理組合設立準備委員会から、意見を求められているものです。土地区画整理事業概要書など関係書類を検討した結果、次のとおりの意見を付すことに調査をいたしました。

- 1 施行区域に小作地が存在する場合は、関係者と話し合いの上、後日紛争等が生じないように十分配慮すること。
- 2 施行区域外農地への汚水の流出防止施策を施すなど、用排水の確保についても支障のないよう万全な配慮をすること。
- 3 区画整理事業を進めるにあたっては、関係機関と協議し、関係法令を遵守しながら適切に進めること。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

第3号議案について調査の結果、「1・2・3の意見を付す」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

熊谷幸夫委員
(番号8番)

今回の区画整理事業の予定地において昨年、農地改良工事の届出が行われ、そのことについて調査を担当した委員に総会で「ここで確実に作物を栽培するのか」という質問をしたところ、「必ず実行します」という回答がありました。しかし、その届出から今回の市街化区域への編入、土地区画整理事業が実施されるまでが早過ぎると思います。今後、既に市街化区域への編入や事業を実施することが、大体分かっている状態で届出がされた場合、もっと慎重な協議をするべきなのではないでしょうか。あまりにも極端に事業の実施までが早過ぎますし、それならば最初から開発の担当部局に申請を出してもらった方が手間がかからないはず。逆に何のために農業委員会に農地改良工事の届出を出したのか、意図があまり分からない感じも受けたので、今後はもう少し厳しく届出の受付や、聞取調査を入れた方が良いのでは、と思います。

松原菊男委員
(番号18番)

土地所有者の農家の方に農地改良工事届出の際に確認をした際には、「工事をした後には必ずカボチャを作りますから。」という返事をいただいていたのですが、後から「やはり年齢的に体力が厳しい。」という言い訳をされてしまい、結果として、今回のような状況になってしまいました。熊谷委員が言うように、今後このようなことがないように、届出が来た段階でもう少し追求し、言われたことは必ず実行させるようにしなければ、と感じました。

小野寺潔委員
(番号6番)

この資料に記載されている事業スケジュールをご覧いただきたいのですが、区画整理事業のスケジュールが令和5年から始まっており、農地改良工事届出の時点ですでに区画設計とかまで書かれていますし、農地改良工事として受け付けるべきものではなかったのでは、と個人的に思います。作付がされなかったことの問題もありますけど、そもそも受け付けるべきではなかったと思うのですが、事務局はどう考えていますか。

事務局農地係長	農地改良工事の届出の相談があった際に窓口では、区画整理の計画が見えている段階であり恐らく区画整理の事前の造成工事に繋がるものなのだろうと推測し、農地改良工事ではなく造成工事の一環なのではないか、と再三確認をしましたが、それぞれ「きちんと作付けをします。」という話でしたので受け付けざるを得なかったという経緯があります。今回この土地につきましては、農地改良工事完了後も、土砂を高く堆積させたり、埋まっている砂利やコンクリートガラなどを掘り起こして山積みにしたりにしています。これについては、区画整理の認可前の作業ですので、農地転用の届出の必要がありますので、現在、事業者に対して適切に届出をするようにと、指導するところです。 また、このような盛土につきましては、今年5月から盛土規制法が仙台市でも運用開始されており、事業者に対して適切に開発関係の手続きもするように、と開発調整課とも連携して指導をしてまいりたいと考えております。今回回答する意見の3番目に「区画整理事業を進めるにあたっては、関係機関と協議し、関係法令を遵守しながら適切に進めること。」と入れたのも、この辺りを含めてのことになりますので、これらの経緯も踏まえご審議いただければと思います。
小野寺潔委員 (番号6番)	今後も区画整理事業というのは発生するわけで、この先、同じような案件が出てきた場合に、どのように受け付けるかというのを、決めておいた方がいいかもしれないですね。
事務局農地係長	昨年度もこの農地改良工事の申請が出された際に窓口では、「宅地造成のための準備工事であれば、農地転用にあたるので、きちんと転用許可を取るべき」との指導はしておりました。やはりそうしていただくのが、適切だと思いますが、その中で「区画整理事業の認可が下りるまでは作付します。」と言われてしまうと、なかなかこちらからは、それを否定することは難しいところもあります。昨年、農地改良工事の届出の聞き取り調査を行った際、代理人のみが聞き取り調査に出席しましたが、所有者にも出席してもらう等、対策は考えなければならぬと考えております。
小野寺潔委員 (番号6番)	よろしくお願いします。
議 長	少なくとも今後、今回の事業者が、別の場所で同じような申請をしてきた際には、今回のような前例があるため、窓口でも受理は難しいということになると思いますので、その辺も含めてご理解をいただきたいと思います。
郷古雅春委員 (番号9番)	小野寺委員も発言していましたが、実際に大分前から測量等着手をしていて、去年の農地改良工事の届出を出してきた時点で、こうなることはもう分かっていたよね。ただ、例えば、恐らくそれを農地法5条の転用申請をして、農地ではない状態で持ち込んで区画整理事業を進めるとなると、区画整理をする事

業者側としては、恐らく減歩等様々な問題が出てくるので、あくまでも対象地を「農地」として持ち込むことで進めたいのだろうと思います。ただ、農地法を所管する側からすると、これはやはり農地改良工事ではなく、本当は転用申請をするのが筋だと思います。

また、資料にある事業者からの文書に今回の経過について記載されていますが、文末に「大変恐縮に存じますが、農業委員会におかれましてもご理解をご協力の程よろしく願いいたします。」と記載されています。これは、「仙台市を始めとする区画整理事業の関係機関と協議を進めているのだから、農業委員会はあまり難しいことを言うな」というようなことを、最後に丁寧に書かれているように私は感じました。開発調整課などの区画整理事業を担当している部署に対して、きちんと関係法令を遵守してもらうことが必要となってくるのではないのでしょうか。それが、こういった申請してきた区画整理組合や、今回事業者として参加している会社に対するプレッシャーになると思います。

なので、例えば、「関連する法令を遵守しない場合には、事業の申請認可に遅れが出るとか、事業の進行に支障が生じてきますよ。」というところまで申請のハードルがないと、今後もあまり変わらないような気がします。そうでなければ、今回は何としてでもカボチャを作付けして農地としての形を作っていたかかないといけなかったのではないのでしょうか。そういった意味では、委員会が事業者から軽視されている感じがしたので残念でした。

事務局農地係長

この農地改良工事で盛った部分については砂利などを入れている訳ではなく、作付けはされておりませんが辛うじて畑の体は成しており、「農地として活用していない」ということについて、開発調整課で指導するものはないとのことです。ただし、改良工事の完了届以降に新たに盛った場所や、先ほど説明した石ガラ、コンクリートガラなどを現在積み上げているような箇所については、きちんと盛土規制法等の手続き含め、開発の手続きが必要であり、開発調整課で問題視しており、後日、この区画整理組合や事業者の代表に対して、関係法令の遵守等についてきちんと整理しないと、土地区画整理事業の認可に遅れが生じるなどの支障が出るということも考えられることなど、プレッシャーをかけていくと聞いております。事務局でも、開発調整課と連携して、事業者への指導を続けていきたいと考えております。

議 長

他に何かございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、1・2・3の意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	全員挙手と認めます。よって、第3号議案 土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見を求める件について、「1 施行区域に小作地が存在する場合は、関係者と話し合いの上、後日紛争等が生じないように十分配慮すること。2 施行区域外農地への汚水の流出防止対策を施すなど、用排水の確保についても支障のないよう万全な配慮をすること。3 区画整理事業を進めるにあたっては、関係機関と協議し、関係法令を遵守しながら適切に進めること。」との意見を付すことに決定いたします。 (午後2時15分)
議 長	次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について を上程いたします。事務局から内容を説明願います。
事務局農地係長	別紙議案書をご覧ください。第4号議案農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について確認を求められているものです。総数1件、1筆 150 m²について耕作者の変更をするもので、令和7年9月27日宮城県公告予定分です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしているものです。
議 長	第4号議案について、ご異議・ご意見等はございませんか。 (質問、意見等なし)
議 長	意見がなければ採決します。 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。第4号議案農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることといたします。 (午後2時17分)
議 長	続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(7) 売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり7件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから4ページに記載のとおり15件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定（相続等）による届出については、5ページから7ページに記載のとおり12件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定（合意解約）については、8ページに記載のとおり3件ありました。(5)農地法第5条の規定による許可の取消願については、9ページに記載のとおり1件ありました。(6)公共工事に伴う農地転用の届出については、10ページに記載のとおり1件ありました。(7)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせん成立したものが1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。 農地関連の報告事項は、以上でございます。
議 長	報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(8)「令和7年度農地基本台帳補正調査について（案）」を、事務局から報告願います。
事務局振興係	— 報告 — (8)「令和7年度農地基本台帳補正調査について（案）」
議 長	報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(9)「令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」を、事務局から報告願います。
事務局振興係	— 報告 — (9)「令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」
議 長	報告事項(9)について、ご質問等はございませんか。

	(質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(10)「令和 7 年度第 2 回企画検討委員会会議報告」を、阿部企画検討委員会委員長代理で、事務局から報告願います。
事務局振興係	— 報告 — (10)「令和 7 年度第 2 回企画検討委員会会議報告」
議 長	報告事項(10)について、ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(11)「地域計画の変更に係る手続きについて」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (11)「地域計画の変更に係る手続きについて」
議 長	報告事項(11)について、ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後 2 時 1 8 分)
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私（赤間 敬 会長）からいたします。 資料 5 をお開き下さい。
会 長	— その他 — (1)「会長報告」
議 長	ご質問等はございますか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)「農業委員会関係出張等の復命」について、阿部康幸委員代理で、事務局から 7 月 9 日開催の「AGTS 農業展」の報告をお願いします。

事務局振興係	— その他 — (2)「農業委員会関係出張等の復命」
議 長	ご質問等がございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局振興係	— その他 — (3)「事務局からの連絡事項」 1 令和7年8月～9月の予定表 2 他市町村農業委員会だより（石巻市、新潟市）
議 長	ここまでの説明について、ご質問等ございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：振興係長	それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第88回総会を閉会します。 閉 会

(午後3時02分)